

●香川県告示第242号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
高松シンボルタワー地下駐車場、多目的広場地下駐車場、玉藻地区ハーバーpromナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、 <u>港湾緑地第3駐車場及びキャスルpromナード駐車場の使用料の収納事務</u>	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート2番1号	<u>平成28年4月1日</u>	サンポート高松交流拠点施設駐車場、玉藻地区ハーバーpromナード第1駐車場、 <u>港湾緑地第2駐車場及び港湾緑地第3駐車場の使用料の収納事務</u>	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート2番1号	<u>平成18年4月1日</u>
略				略			
香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略			香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略		
高松空港県営駐車場の使用料（現金により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	略			<u>キャスルpromナード駐車場の使用料の収納事務</u>	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート2番1号	<u>平成25年7月20日</u>
略				高松空港県営駐車場の使用料（現金により利用する場合の使用料に限る。）の収納事務	略		
略				略			